

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地減免規定

野外音楽堂

利用料金の減免対象	利用料金の減免額
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国、神奈川県及び県内市町村が県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のために行うとき</li><li>○ 公共的団体が県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のために行うとき</li><li>○ 学校教育法に規定された学校が教育の一環として利用するとき</li><li>○ 指定管理者が宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のために利用するとき</li></ul>	免除
<ul style="list-style-type: none"><li>○ その他理事長が特に認める場合</li></ul>	免除